

第 1 号 議 案

令 和 4 年 度

亀 岡 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 4 号)

令和4年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）

令和4年度亀岡市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

3,917,900千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46,152,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。
（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

令和4年11月28日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
13 分担金及び負担金		千円 263,730	千円 3,386	千円 267,116
	1 分担金	1,472	1,495	2,967
	2 負担金	262,258	1,891	264,149
15 国庫支出金		7,347,358	1,272,581	8,619,939
	1 国庫負担金	3,678,651	158,348	3,836,999
	2 国庫補助金	3,644,621	1,114,233	4,758,854
16 府支出金		4,083,420	62,148	4,145,568
	1 府負担金	1,385,666	25,974	1,411,640
	2 府補助金	2,469,011	22,165	2,491,176
	3 府委託金	228,743	14,009	242,752
18 寄附金		1,803,100	1,376,000	3,179,100
	1 寄附金	1,803,100	1,376,000	3,179,100
19 繰入金		3,134,913	688,824	3,823,737
	2 基金繰入金	3,085,812	684,650	3,770,462
	4 他会計繰入金	40,697	4,174	44,871
20 繰越金		1,302,441	386,145	1,688,586
	1 繰越金	1,302,441	386,145	1,688,586
21 諸収入		395,745	1,216	396,961
	6 雑入	369,736	1,216	370,952
22 市債		2,949,300	127,600	3,076,900
	1 市債	2,949,300	127,600	3,076,900
歳入合計		42,234,200	3,917,900	46,152,100

2 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費		千円 279,582	千円 7,344	千円 286,926
	1 議会費	279,582	7,344	286,926
2 総務費		7,889,696	2,329,689	10,219,385
	1 総務管理費	6,702,039	2,293,206	8,995,245
	2 徴税费	402,181	△6,379	395,802
	3 戸籍住民基本台帳費	149,265	11,413	160,678
	4 選挙費	132,490	25,379	157,869
	6 監査委員費	36,088	△462	35,626
	7 環境交通対策費	464,597	6,532	471,129
3 民生費		14,659,334	887,265	15,546,599
	1 社会福祉費	7,923,119	768,220	8,691,339
	2 児童福祉費	5,507,777	114,740	5,622,517
	3 生活保護費	1,215,438	4,305	1,219,743
4 衛生費		3,935,893	176,172	4,112,065
	1 保健衛生費	2,137,254	153,087	2,290,341
	2 清掃費	1,798,639	23,085	1,821,724
6 農林水産業費		2,054,937	18,199	2,073,136
	1 農業費	1,809,088	21,568	1,830,656
	2 農地費	161,312	△4,936	156,376
	3 林業費	83,091	1,567	84,658
7 商工費		820,756	198,396	1,019,152
	1 商工費	820,756	198,396	1,019,152
8 土木費		3,671,194	7,079	3,678,273
	1 土木管理費	20,481	2,260	22,741

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円 1,124,329	千円 2,330	千円 1,126,659
	2 道路橋梁費	1,124,329	2,330	1,126,659
	3 河川費	115,372	4	115,376
	4 都市計画費	2,254,925	5,308	2,260,233
	5 住宅費	156,087	△2,823	153,264
10 教育費		3,576,855	272,184	3,849,039
	1 教育総務費	340,500	8,916	349,416
	2 小学校費	1,379,272	127,461	1,506,733
	3 中学校費	305,081	95,031	400,112
	4 幼稚園費	86,693	△1,223	85,470
	5 社会教育費	1,051,816	41,999	1,093,815
11 災害復旧費		1,000	21,572	22,572
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	5,332	6,332
	2 公共土木施設災害復旧費	0	16,240	16,240
歳 出 合 計		42,234,200	3,917,900	46,152,100

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
10教育費	2小学校費	学校施設整備事業	千円 74,336
	3中学校費	学校施設整備事業	71,848

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
職 員 証 作 成 業 務 経 費	令和4年度から 令和5年度まで	千円 1,989
庁 舎 管 理 経 費	令和4年度から 令和7年度まで	261,740
選 挙 業 務 委 託 経 費	令和4年度から 令和5年度まで	5,629
塵 芥 処 理 事 務 経 費	令和4年度から 令和5年度まで	4,437
塵 芥 処 理 施 設 管 理 業 務 経 費	令和4年度から 令和5年度まで	32,640
塵 芥 収 集 運 搬 業 務 経 費	令和4年度から 令和5年度まで	67,257
資 源 化 推 進 事 業 等 業 務 経 費	令和4年度から 令和5年度まで	55,481
し 尿 収 集 運 搬 業 務 経 費	令和4年度から 令和5年度まで	46,804
都 市 公 園 (4 箇 所) 管 理 経 費	令和4年度から 令和8年度まで	87,332

事 項	期 間	限 度 額
気象情報システム雨量計 更 改 業 務 経 費	令和4年度から 令和5年度まで	千円 8,600
東別院グラウンド管理経費	令和4年度から 令和8年度まで	7,000
スクールバス運行業務委託経費	令和4年度から 令和7年度まで	147,593
情報教育推進経費	令和4年度から 令和5年度まで	52,439
図書館用物品配送 業 務 委 託 経 費	令和4年度から 令和5年度まで	561

第4表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
現年発生農林水産 施設災害復旧事業	千円 1,000 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
現年発生公共土木 施設災害復旧事業	5,500 "	"	"	"
計	6,500			

2 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	千円 392,600 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 446,400 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校施設等整備事業	4,400 "	"	"	"	58,200 "	"	"	"
文化財保護事業	10,900 "	"	"	"	24,400 "	"	"	"
計	2,949,300				3,070,400			